

内袋

概 要

| | |
|------------|--|
| 1. 名 称 | 内袋 |
| 2. 所 在 地 | 神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 1178-1、1174-5、1174-6、1174-8、1174-9 |
| 3. 所 有 者 | 真鶴町 |
| 4. 所 管 課 | 複数課所管 |
| 5. 事 業 経 緯 | 昭和の時代に町有地を観光事業者に貸し付け、水族館及び釣り堀として経営されていたが当該事業者の撤退後は落石や倒木の危険があり、安全管理の観点から現在は通行禁止となっている。 |
| 建築内容 | なし |
| 6. 主要施設 | 内袋観音 旧釣り堀 |
| 7. 条 例 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・真鶴町まちづくり条例 ・自然公園法 ・神奈川県立自然公園条例 ・神奈川県土地利用調整条例 ・森林法 |
| 8. 地区区分 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境地区（真鶴町まちづくり条例） ・第三種特別地域（神奈川県立自然公園条例） ・魚つき保安林(一部)(森林法) |

経過と概要

○内袋について

内袋は昭和の時代に観光事業者により真鶴水族館として水族館及び釣り堀施設として営業が行われていた。その後、水族館及び釣り堀は閉業し、残った建物は平成 19 年（2007）に真鶴町に譲渡され水族館であった建物は取り壊された。町は幾度か内袋の観光地として活用の検討を行ったが、実施はされず、台風等の自然災害により旧釣り堀や道路が損傷し、落石や倒木の危険があり、安全管理の観点から現在は通行禁止とされ、内袋へ続く道は岩石により封鎖されている。

○内袋観音について

内袋の崖にあけた石窟に観音座像。明治時代に彫刻をされたが未完成だったものを昭和 29 年（1954）に八柳五兵衛氏、八柳伸五郎氏、和田敏郎氏により彫刻を再開し、完成させたもの。